

「仏暦二五五三年労働保護法令（第四版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五三年労働保護法令（第四版）

* 仏暦二五五四年労働安全・衛生・環境法令の制定に伴い労働保護法令における同規定を廃止する改正法。

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五三年労働保護法令（第四版）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日から180日が経過した時に施行する。「官報公示日は二〇一一年一月一七日」]

第三条

仏暦二五四一年労働保護法令の第八章／労働安全・衛生・環境の第一〇〇条から第一〇七条までを廃止する。

第四条

仏暦二五五一年労働保護法令（第二版）により改定増補された仏暦二五四一年労働保護法令の第一四四条第一段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第一四四条

第一〇条、第二二条、第二四条、第二五条、第二六条、第三七条、第三八条、第三九条、第三九／一条、第四〇条、第四二条、第四三条、第四六条、第四七条、第四八条、第四九条、第五〇条、第五一条、第六一条、第六二条、第六三条、第六四条、第六七条、第七〇条、第七一条、第七二条、第七六条、第九〇条第一段、第九五条に基づき制定された省令、第一一八条第一段に違反した、もしくは従わなかった、または第一二〇条、第一二一条、第一二二条に基づき事前告知に代わる特別補償金もしくは特別補償金を支払わなかった使用者は、6か月以下の禁錮、もしくは10万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。」

第五条

仏暦二五四一年労働保護法令の第一四六条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第一四六条

第一五条、第二七条、第二八条、第二九条、第三〇条第一段、第四五条、第五三条、第五四条、第五六条、第五七条、第五八条、第五九条、第六五条、第六六条、第七三条、第七四条、第七五条第一段、第七七条、第九九条、第一〇八条、第一一一条、第一一二条、

第一一三条、第一一四条、第一一五条、第一一七条に従わなかった、または第一二〇条、第一二一条第一段、もしくは第一三九条（二）または（三）に基づき事前告知しなかった使用者は、2万バーツ以下の罰金に処する。」

第六条

仏暦二五四一年労働保護法令の第一四八条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第一四八条

第三一条または第四四条に違反した使用者は、1年以下の禁錮、もしくは20万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。」

第七条

仏暦二五五一年労働保護法令（第二版）により改定増補された仏暦二五四一年労働保護法令の第一五一条第二段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第一二〇条に基づく労働福祉委員会の命令、もしくは第一二四条に基づく労働検査官の命令に従わなかった者は、1年以下の禁錮、もしくは2万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。」

第八条

仏暦二五四一年労働保護法令の第一五四条及び第一五五条を廃止する。

(おわり)